

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第41号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年2月11日 12時40分ごろ	
発生場所	高知県高知市高知港南方沖約8海里付近 (概位 北緯33°22.0′ 東経133°35.0′)	
事故等調査の経過	平成22年3月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第六十一^{わかみや}若宮丸、495トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 133020、若宮水産株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、五級海技士（機関）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機全シリンダのピストン及びシリンダライナなどが焼損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船底の洗浄を終えて出渠したのち、高知港南方沖を微速航行中、平成22年1月28日12時40分ごろ、主機が異音を発して回転数が低下し始め、シリンダヘッド付近から白煙を生じるようになった。</p> <p>本船は、主機を停止し、クランクケースの内部を点検したところ、2番シリンダのシリンダライナにき裂が発生して漏水していることが分かり、主機の継続運転を断念して救助を依頼した。</p> <p>本船は、来援したタグボートにえい航され、最寄りの港に寄港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西、風力 2</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>	
その他の事項	<p>インシデント発生前に、不具合等の前兆はなかった。</p> <p>入渠中、主機の開放整備工事は行わなかったものの、乗組員の手で冷却水系統の掃除が行われていた。</p> <p>潤滑油の性状や量、及び同油の系統に異常はなかった。</p> <p>冷却水ポンプは、機関直結駆動ではなく電動機駆動で、同ポンプに異常はなかった。</p> <p>主機は、冷却水の高温警報装置を備えており、同装置に異常はなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、高知港南方沖を微速航行中、主機の冷却が阻害されて過熱し、焼損したものと考えられる。</p> <p>冷却水圧力低下の警報装置及び冷却水ポンプの運転と主機始動とのインターロック装置は装備されていなかったものと考えられる。</p> <p>冷却水の供給が適切に行われていなかった可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本インシデントは、本船が、出渠後、高知港南方沖を微速で航行中、主機が過熱して焼損したため、主機の継続運転ができなくなったことよって発生したものと考えられる。
----	--